

理事・監事報酬

上記報酬については、下記の通りとする。

| 職名 | 支払対象時間 | | | | |
|----|--------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | 1時間未満 | 1時間～ 2時間未満 | 2時間～ 3時間未満 | 3時間～ 5時間未満 | 5時間以上 |
| 理事 | 対象外 | 8,000 | 15,000 | 25,000 | 30,000 |
| 監事 | 対象外 | 8,000 | 15,000 | 25,000 | 30,000 |

(注)

1. 時間については、議事に要した時間とし、議事終了後上記支払対象時間にて支給する。
但し、常勤理事長並びに常勤理事兼施設長〈業務執行理事〉については、下記の通りとする。
2. 常勤理事長については、定款17条並びに定款施行細則第23条による業務の執行に要した日における勤務時間により支給する。但し、支給日は毎月16日～翌月15日分を当月25日に支給する。
3. 執務状況については、執務日誌を作成し、押印し、保管するものとする。
4. 常勤理事兼施設長〈業務執行理事〉については、この報酬より除外し、選任時理事会にて決定する。
5. 平成29年6月16日から施行する。